日本共産党高木たけしです。市長の政治姿勢まず消費税増税問題について伺います。

消費税を2014年4月から8%に、2015年10 月には10%に増税する法案が、民主・自民・公明の「3 党談合」により強行採決されました。

しかし、増税法案成立後も、様々な世論調査で、増税 反対が過半数を超えているように、「反対が、依然根強 いことを裏付ける結果」であり、国民は全く納得してい ません。

民主党政権は、「消費税を社会保障にあてる」として「社会保障と消費税の一体改革」をうたいながら、社会保障は負担増だけでなく、生存権の保障まで切り縮めようとしています。

しかも、消費税増税法案の付則18条2項に、「成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を 重点的に配分する」と書き加えています。

自民党は今後10年間で、200兆円の「国土強靭化」計画、公明党は、同期間に100兆円の「防災・減災ニューディール」計画を打ち出しています。

庶民には増税し、大型公共事業に税金を注ぎ込むなど とんでもありません。

1995年の消費税率5%引き上げで、消費税収は、伸びましたが、税収は1996年90兆3000億円から、2010年には76兆2000億円と14兆円余り減収となっています。

この税収減の大きな要因は、大企業・大資産家などへの減税です。

この9年間に、上位大企業400社の税負担率は、3 4・4%から24・7%へと9・7%も下がっています。

所得税の最高税率も年々引き下げられ、90年代の50%から現在は40%、証券優遇税制も20%税率が10%になっています。

その結果、法人3税は、1996年の23兆3000 億円から、2010年には、14兆8千億円と大幅な減 となっているわけです。

消費税の増税は、低所得者ほど重い税負担となるものです。消費税増税で、13,5兆円、年金削減などの社会保障改悪と合わせ20兆円にもなるもので国民のくらしを破壊します。

デフレの下で増税すれば、景気は一気に失速し、税収 も落ち込んで、財政再建どころではありません。

また、中小企業は、いまでも消費税分を価格に転嫁できず、自ら負担せざるを得ない状態であり、倒産が多発することが懸念されます。

しかも、低所得者への軽減についても先送りし、わずかばかりあった大企業、大資産家への増税は削減し、景気条項も歯止めのかからないものです。

消費税増税により、福山市や市民への影響について、 次の点について見通しをお示しください。

- 1、法人や市民への影響額
- 1、福山市民への公共料金の影響額
- 1、福山市行政への影響額

以上です。

国保行政

一部負担金について伺います。

日本医師会が7月に行った「患者窓口負担についてのアンケート」の結果が公表されました。

同調査は、会員の診療所や病院839施設、外来患者8278人を対象に実施したものです。

内訳は、1割負担の患者2788人、2割負担127人、3割負担3902人です。

結果では、過去1年間に経済的理由で受診しなかったことがあると答えたのは、1割負担の人で6・6%、2割負担、3割負担の人では10・2%、11・5%とそれぞれ1割を超えています。

このうち半数強の人が受診を控えた結果、病状が悪化したと回答しています。

また、外来窓口での支払いの負担感では、1割負担の人は、「とても負担」「やや負担」が合わせて38・2%、2割負担の人は58.3%、3割負担の人は66.5%と負担割合が高くなるほど負担感が増しています。

窓口での支払いが増えた場合、受診回数をこれまでより「確実に減らした」「多少減らしたい」は1割負担の人33%に対し2割負担、3割負担の人では52.7%、50.8%とそれぞれ半数に上りました。

今後の窓口負担割合の引き上げについては、「反対」 49.4%、「どちらかといえば反対」32%で合わせ ると8割を超えています。

この結果、1割負担の患者と、2割、3割負担の患者とでは、負担感や受診行動に明らかな違いがみられると

指摘しています。

また、今後、「受診時定額負担や実質的な患者負担増につながる混合診療の全面解禁も含め、患者一部負担割合の引き上げは慎重に検討されなければならない」と指摘しています。

日本医師会は、3月にも、「国民皆保険」はすべての国民が加入してさえいればよいというのではなく、

- ①公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること。
- ②混合診療を全面解禁しないこと。
- ③ 営利企業(株式会社)を医療機関経営に参入させないこと。

の3つの重要課題を守らなければならないとしてい ますが、このことは当然の要求であります。

国保加入者の一部負担金が、3割であることや、所得の低い方が大半を占めていることからも、受診抑制となり、国民皆保険制度崩壊につながるものです。

一部負担金減免制度の拡充を求めます。ご所見をお示しください。

建設・都市行政

建物査察等適正化対策委員会中間とりまとめについて

5月のプリンスホテル火災後設置された適正化対策委員会から、定期報告や火災予防査察等の事務処理について検証し、その適正化のための方向性や指針を策定するなど必要な措置についての中間とりまとめが提出されました。

この度の火災事故を教訓に、2度とおこさないため、 基準法違反の改善が急務となります。 そのため、いつまでに改善を行うのか所有者・管理者 に確認し、実行させるための手だてが必要です。

鳥取県や鳥取県内の市、東京都で行っている、定期報告がなされていない施設の公表や、防火対象物の違反を公表する制度は効果をあげているようです。

福山市としても、制度創設を求めるものです。お考え をお示しください。

また、2005年の建築基準法改正では、勧告・是正命令制度の創設により、特定行政庁が改築、修繕等の命令を、これまで「著しく危険と認められる場合のみ」行うことが出来ましたが、改正後、「放置すれば著しく危険または有害となる恐れがあると認められた」場合も、改善勧告が可能となりました。

さらに、勧告に従わないものに対し、是正命令を出す ことや、命令に従わない場合の罰則規定も強化されました。

福山市が、特定行政庁として、この法改正をどのように受け止めているかは、大変重要な問題です。

多くの人が関わる、特定建築物について、早期に是正するよう福山市が丁寧かつ毅然とした指導を貫くとともに、改善勧告などの手立てを含め、法令に基づいた実効ある対応が必要です。

お考えをお示しください。

火災予防査察では、年間約6100棟余りの査察を、 これまでの予防要員にとどまらず、警防要員も加え、全 庁体制で推進するとしています。

警防要員を動員すれば消火活動などに支障が起こり

かねません。

査察対象物をすべて行うため、人員が不足するのであれば、当然、予防要員の増員を考えるべきであります。 お考えをお示しください。

また、所有者、管理者が、違反事項について、改善の意思があるにも関わらず、資金面で、改善することが出来ない事情がある場合に、低利の融資制度の紹介、あるいは、市として独自に、利息なしの融資制度をつくり、改修・改善がすすめられるよう求めるものです。ご所見をお示しください。